

# 静岡地方最低賃金審議会

## 第 380 回静岡地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 1 日 ( 金 ) 午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 15 分
- 2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室
- 3 出席者  
【委 員】公益代表委員 岡谷委員、丹羽委員、畑委員、本庄委員、柳川委員  
労働者代表委員 圓城寺委員、坂部委員、佐々木委員、松浦委員、丸山委員  
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、田中委員、藤田委員、松岡委員  
【事務局】静岡労働局 石丸労働局長、稲毛労働基準部長、横山賃金室長、  
太田賃金指導官、寄田専門監督官、佐藤監督課長補佐
- 4 議 事  
(1) 静岡地方最低賃金審議会運営規程について  
(2) 静岡県最低賃金の改正決定について ( 諮問 )  
(3) 静岡県最低賃金専門部会の設置について  
(4) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について  
(5) 静岡地方最低賃金審議会審議日程について  
(6) その他
- 5 配付資料  
資料番号 1 静岡地方最低賃金審議会第 54 期委員名簿  
資料番号 2 静岡地方最低賃金審議会運営規程  
資料番号 3 令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について ( 諮問 ) ( 写 )  
資料番号 4 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ( 抜粋 )  
資料番号 5 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画基礎資料集  
資料番号 6 新しい資本主義実行計画工程表 ( 抜粋 )  
資料番号 7 経済財政運営と改革の基本方針 2022 ( 抜粋 )  
資料番号 8 静岡県の企業短期経済観測調査結果 ( 2022 年 3 月調査 )  
資料番号 9 最近の静岡県金融経済の動向 ( 2022 年 6 月 )

- 資料番号 10 静岡県内の最近の雇用情勢（令和 4 年 5 月分）
- 資料番号 11 主要職種別求人賃金状況一覧（令和 3 年度）
- 資料番号 12 令和 4 年春季賃上げ要求・妥結速報（5 月 10 日現在）
- 資料番号 13 B ランク府県（各府県庁所在都市）別標準生計費の推移（1 人世帯）
- 資料番号 14 静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移
- 資料番号 15 最低賃金に関する実態調査の概要
- 資料番号 16 中小企業支援の状況
- 資料番号 17 静岡県労働組合評議会・静岡県評パート・臨時労組連絡会からの要請書  
（「静岡県最低賃金の引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書」）
- 資料番号 18 全労連東海北陸地方協議会からの要請書  
（「長引くコロナ禍と物価高騰のもとで最低賃金 1500 円、  
全国一律制などを求める要請書」）
- 資料番号 19 静岡県弁護士会会長声明
- 資料番号 20 「静岡県最低賃金」の改正審議日程（案）
- 配付物 ○リーフレット「令和 4 年度業務改善助成金（通常コース）のご案内」  
○リーフレット「業務改善助成金特例コースの御案内」  
○リーフレット「業務改善助成金業種別事例集」  
○パンフレット「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」  
○リーフレット「静岡働き方改革推進支援センターが、事業主の皆様を  
無料でご支援いたします。」  
○静岡県労働組合評議会提供資料  
○全労連東海北陸地方協議会提出資料

## 6 議事内容

### 事務局（太田賃金指導官）

定刻となりました。ただ今より、第 380 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。私は、今年 4 月から賃金指導官を拝命いたしました太田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

冒頭、お集まりの皆様にお願がございませう。新型コロナウイルス感染症対策のため、会場内においてはマスクの着用に御協力ください。

本会議は公開となっており、本日 5 名の傍聴人の方がいらっしやっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

また、報道の方へお願いいたします。カメラ撮りにつきましては、頭撮りと局長のあいさつ、そして諮問文の手交時の 3 回のみとさせていただきますので、円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いたします。頭撮りはよろしいでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。本日は、公益代表委員 5 名、

労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名の、計 15 名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく、委員の 3 分の 2 以上、又は、公益・労働者・使用者それぞれの代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

会議に先立ちまして、お配りした資料等を御確認ください。

#### 資料一覧読み上げ

なお、最低賃金決定要覧につきましては、委員限りの配布となりますので、よろしくお願いいいたします。

また、資料 17 の要請書の提出と合わせて、静岡県労働組合評議会から、「静岡県の最低賃金 913 円をすぐに 1,500 円以上へ引き上げることを求める要請」計 5,458 筆が提出されております。会場内に用意してございますので、必要に応じ御覧ください。

それでは、審議会開催にあたり静岡労働局長より御挨拶申し上げます。

#### 石丸労働局長

みなさまおはようございます。

本年度、最初の審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶させていただきます。

皆様方におかれましては、日頃より静岡労働局の行政運営の推進につきまして、多大なる御支援と御理解をいただき、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。本日は、業務御多忙の中、またたいへんにお暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

直近の日本銀行静岡支店の公表資料によりますと、「県内の景気は、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響を受けつつも、基調としては持ち直している。」とされています。また、県内の有効求人倍率は、直近で 1.28 倍、16 か月連続で一倍台となり、県内の雇用情勢は改善している状況ですが、引き続き、ウクライナ情勢、物価高、円安等の状況を注視していく必要があると考えております。

静岡労働局におきましては、特に経済状況の変化の影響が大きいと思われる中小企業、小規模事業者を支援すべく、業務改善助成金をはじめとした各種支援策について、県内の労使の皆様と協力しながら、その周知、利用促進に、引き続き取り組んでまいります。

さて、最低賃金の審議でございますが、昨年の最低賃金につきましては、中賃において、目安額に関し、意見の一致に至らず、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告を提示する形となる中での審議をしていただき、皆様の丁寧かつ真摯な御審議のもと、全会一致とはならなかったものの、採決により、28 円引き上げ、913 円の答申をいただきました。

本年度は、去る 6 月 7 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」、いわゆる「骨太の方針」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に政府としての考え方

が示されたところです。このうち、「骨太の方針」では、最低賃金に関して、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。」とした上で、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」と示されたところでございます。また、「実行計画」では、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。」と示されたところでございます。

本審議会におかれましても、こうした状況を十分考慮いただきながら審議を賜りたく、本日、令和 4 年度静岡県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと思っております。

先が見通せない経済・雇用の状況下の御審議となりますが、本年度も、静岡地方最低賃金審議会の円滑な運営につきまして、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

#### **事務局（太田賃金指導官）**

今年度は、昨年度に引き続き、第 54 期の委員の皆様にお集まりいただいております。

お配りした資料のうち、資料番号 1、第 54 期委員名簿を御確認いただければと思います。名簿に 1 点訂正がございます。労働者代表委員の丸山玄太委員につきまして、役職が、組織部長となっておりますが、正しくは副書記長でございます。この会議後、訂正をさせていただきます。

ここで、新たに就任されました委員を御紹介申し上げます。

公益代表委員に就任されました、株式会社静岡新聞社 静岡放送株式会社 執行役員コーポレートマネジメント局長の柳川実（やながわみのる）委員です。

#### **公益代表委員（柳川委員）**

柳川でございます。これまで、弊社の石川がお世話になっておりましたが、この度私が委員を務めさせていただきます。なにぶん初めてのことで、皆様の御見識を頂戴しながら精一杯務めさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

#### **事務局（太田賃金指導官）**

次に、使用者代表委員に就任されました、静岡県経営者協会 専務理事の鈴木良則委員

です。

**使用者代表委員（鈴木委員）**

鈴木良則でございます。前任秋山の後任でございます。なにぶん、まだよくわかっていないのですが、いろいろ皆様方のお考えを伺わせていただき、しっかり準備をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

**事務局（太田賃金指導官）**

ありがとうございました。

なお、議事の運営を円滑に進めていくうえで、従来労使双方とも幹事委員を置いていただいております。鈴木委員の御先任である秋山委員に努めていただいておりますが、引き続き、使用者側幹事委員は鈴木委員にお願いしたいと思っております。

**使用者代表委員（鈴木委員）**

はい。

**事務局（太田賃金指導官）**

ありがとうございます。

労働者側の幹事委員につきましては、引き続き佐々木委員ということによろしいでしょうか。

**労働者代表委員（佐々木委員）**

はい。

**事務局（太田賃金指導官）**

ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

石丸労働局長、稲毛労働基準部長、横山室長、佐藤監督課長補佐、寄田専門監督官、小林賃金調査員

以上の職員で事務局の運営を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年度は第54期委員による2年目となります。会長につきましては昨年度互選により畑会長をお願いをいたしております。引き続き本年もよろしくお願いいたします。

以降の議事進行につきましては、畑会長にお願いいたします。

### **公益代表委員（畑会長）**

昨年度に引き続き会長を務めさせていただきます、常葉大学経営学部の畑でございます。最低賃金につきましては、近年、世界的に以前にも増して注目を集めている事柄でございます。最近の日経新聞でも関連記事が掲載されており、日本国内でも再び関心が高まっていると言えます。そういう意味でこの審議会の果たす役割は大きなものがあると思います。委員の皆様には忌憚のない御意見をお話ししていただきながら、意見交換を通して静岡県最低賃金、そして特定最低賃金について、ぜひ意見の一致を目指していただきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、お配りの会議次第に従い、議事を進めてまいります。

最初の議題であります、「静岡地方最低賃金審議会運営規程」についてです。当審議会は、最低賃金審議会令及びお手元に配布してあります資料番号2「静岡地方最低賃金審議会運営規程」により運営したいと思っております。読み上げを省略しますが、何か御意見等ございますでしょうか。

特に意見出ず

よろしいでしょうか。了承を得たと受け止めまして、この運営規程により進めてまいります。

次の議題、「静岡県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。事務局からお願いします。

### **事務局（太田賃金指導官）**

それでは、静岡県最低賃金改正決定について諮問を行わせていただきます。静岡労働局長から会長へ諮問文をお渡しいたします。

諮問文を会長に手渡す。（局長）

各委員に写しを配付。

カメラ撮影はここまでとさせていただきます。これ以降は御遠慮ください。

### **公益代表委員（畑会長）**

それでは事務局は諮問文を読み上げてください。

### **事務局（太田賃金指導官）**

では、諮問文を読み上げさせていただきます。

諮問文を読み上げ

### 公益代表委員（畑会長）

事務局から諮問の趣旨及び、資料の説明をしてください。

### 事務局（横山賃金室長）

それでは、まず、諮問の趣旨の説明をさせていただきます。そのあと、時間をいただきまして、資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず、最初に、諮問の趣旨について御説明申し上げます。地域別最低賃金につきましては、実効性を確保する視点から、賃金、物価水準等の動向に対応して適宜改正を行う必要がございます。ここ数年の経過といたしまして、頁番号 82、資料番号 14 「静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移」を御覧ください。平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された、「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」との政府方針以降、静岡県においても対前年比で、3%を超える引き上げが続きました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、引上げなしとなりましたが、昨年度は、局長からも話がありましたように、中央最低賃金審議会においては、目安額に関し、意見の一致に至らず、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告を提示する形となる中での審議をしていただき、皆様の丁寧かつ真摯な御審議のもと、全会一致とはならなかったものの、採決により、28 円、3.1%引き上げ、913 円の答申をいただきました。また、これと併せて、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに係る支援策の強化を求める要望をいただきました。本年は、年始から春先まではコロナ感染者の波が再び押し寄せ、最近やっと感染症の影響が薄らいできましたが、半導体不足やアジアからの部品供給の遅れによる生産調整、ガソリン等燃料価格上昇、光熱費の上昇、ロシアによるウクライナ侵攻による影響、国際的金利差による円安なども加わり、企業活動における原材料費等の高騰、国民生活においては物価高等による影響など、先が見通せない状況が続いております。そうした中、6 月 28 日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に地域別最低賃金額改定の目安について諮問が行われております。

頁番号 4、資料番号 3 に中央最低賃金審議会あての諮問文写しを配布させていただきました。諮問文にあります、頁番号 39、資料番号 7「経済財政運営と改革の基本方針 2022」を御覧ください。所謂「骨太の方針」でございます。これは、6 月 7 日に閣議決定された内容の抜粋でございます。頁番号 45 の第 2 章新しい資本主義に向けた改革の、1 新しい資本主義に向けた重点投資分野の、(1) 人への投資と分配の頭書きの中で

「人口減少に伴う労働力不足にも直面するわが国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。」とし、「働く人への分配を強化する賃上げを推進する」と続けております。頁番号 47、4 項目目に、(賃上げ・最低賃金)と題された項目の 4 段落目で、「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り

組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とする政府の考え方が示されました。

同様に、頁番号5、資料番号4「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を御覧ください。骨太の方針と同日閣議決定されたものですが、その中のページ8から9にかけて、の1の(1)の賃金引上げの推進の中で同様の記載になされ、その実行計画の工程表として、左下頁番号38、資料番号6「新しい資本主義実行計画工程表」が示されております。

このような状況にございますが、地域経済等の動向、地域労働者の賃金の推移等を総合的に勘案し、静岡県最低賃金の改正について、御審議をいただく必要があると判断いたしまして、ただ今、静岡労働局長より改正決定についての諮問をさせていただきました。目安答申の時期につきましては、7月下旬頃には答申がなされるものと予想しているところですが、まだ不確定です。

以上を踏まえまして、静岡県最低賃金改正について、当審議会における審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、個々の資料について、御説明いたします。

まず、頁番号52、資料番号8、日本銀行静岡支店が、4月1日に公表した、「静岡県の企業短期経済観測調査結果(2022年3月)」を御覧ください。これは、日本銀行静岡支店が四半期毎に公表している、いわゆる「日銀短観」の3月調査結果でございます。表紙をめくっていただきますと、裏側のページに「1.業況判断」として、業種別のD.I.の一覧が表示されております。このD.I.という指標は、一覧表上側の欄外に表示してあるとおり、調査対象企業に対し「収益を中心とした全般的な業況」に関する判断として、「業況が良い」と回答した割合(%)から「業況が悪い」と回答した割合(%)を差し引いたものを%ポイントで表したものでございます。3月の全産業の数値を見ますと、全産業でマイナス5、製造業はマイナス5、非製造業もマイナス5となっております。次ページの推移を見ますと、製造業・非製造業の両方とも2020年6月に急激な落ち込みをした後、徐々に上昇し、昨年12月に一旦プラスに転じましたが、またマイナスとなってしまいました。全国に比べ、静岡は少しマイナスとなっております。

次の55ページ、事業規模別では、大企業がプラス7、中堅企業はマイナス6、中小企業がマイナス9となっており、規模が小さくなるほど回復が遅れているようです。最新のものは、本日午後に発表になると聞いておりますので、次回、最新のものを報告いたします。

次に、頁番号58、資料番号9日本銀行静岡支店が、6月13日に公表した、「最近の静岡県金融経済の動向」を御覧ください。ページの上側、囲みの「概況」を御覧ください。

「県内の景気は、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響を受けつつも、基調としては持ち直している。最終需要の動向をみると、輸出と公共投資は高水準で推移している。設備投資は持ち直している。個人消費は、感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。こうしたもとで、企業の生産は、供給制約の影響から弱めの動きとなっている。雇用・所得環境をみると、労働需給は改善傾向にあるが、全体としては引き続き厳しい状態にある。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。」と記載されております。また、概況欄の右側に管内金融経済概況早見表がございますが、この表の全体判断は、概況欄記載のとおり「横ばい」となっております。今年に入ってから、3月に全体評価が下方修正されましたが、他は「横ばい」状態で推移している状況です。

次に、頁番号 67、資料番号 10 静岡労働局が本日（7月1日）発表した、「静岡県内の最近の雇用情勢（令和4年5月分）を御覧ください。こちらは、静岡労働局が、県内各安定所における求人、求職の状況等を取りまとめ、毎月、「職業安定業務月報」として公表しておりますが、5月分について、プレス発表用に取りまとめたものです。

県内の雇用情勢は、囲みの中の文章のとおり、県内の5月の雇用情勢の概況は、「改善している。」とされております。その下の囲みやグラフにありますように、有効求人倍率は1.28倍、16か月連続で一倍台を超えております。76ページには、各項目の概要について、「今月の注目ポイント」としてまとめてございますので、御参照ください。

次に、77ページ、資料番号 11「主要職種別求人賃金状況一覧表（令和3年度）」を御覧ください。こちらは、令和3年度に静岡県内のハローワークにおいて受理した、フルタイム求人の月額賃金と次のページ、パートタイム求人の時間額賃金の平均値でございます。

次に、頁番号 79、資料番号 12、静岡県経済産業部労働政策課が5月19日に公表した、「令和4年 春季賃上げ要求・妥結速報（5月10日現在）」を御覧ください。これは、静岡県内の「春季賃上げ要求・妥結状況」の5月10日現在の妥結速報でございます。なお、最終報は7月5日公表の予定となっておりますので、次回審議会にて、最終報をお示しいたします。文字が小さくて恐縮ですが、表の一番下、全平均の段の、右から3番目と4番目の欄を御覧ください。右から3番目の欄は「賃上げ率」、4番目の欄は「平均妥結額」の数字ですが、県内全体の加重平均で、賃上げ率 2.13%、妥結額 6,305 円となっております。昨年より高い賃上げ率となっており、過去5年でも一番の上げ率となっております。

次に、頁番号 81、資料番号 13「Bランク府県別標準生計費の推移」を御覧ください。この表の一番左側の列に表示した府県が、「Bランク」になります。この表自体は、平成29年から令和3年までのBランク11府県の「1人世帯を対象とした、標準生計費の推移」を一覧表にしたものでございます。静岡市の標準生計費は、一番上の「全国」のすぐ下、上から2段目になりますが、表の一番右が令和3年の数字です。静岡市の標準生計費は11万1,373円、対前年比で2.5%のプラスとなっており、東京を100とした格差指数で81.9となっております。

次に、頁番号 82、資料番号 14 「静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移」を

御覧ください。表の右側には、全国の加重平均時間額と引上げ率の状況について記載しております。なお、全国の地域別最低賃金の決定状況については、委員の方にお配りした「最低賃金決定要覧」の18・19ページに年次別推移の資料がございますので、のちほど御参照いただければと思います。

次に、頁番号83ページの、資料番号15「最低賃金の実態調査に関する概要」を御覧ください。こちらは、「最低賃金に関する実態調査の概要」についてです。この「最低賃金に関する実態調査」とは、標題のすぐ下の、「賃金改定状況調査」と、中段の「最低賃金に関する基礎調査」の2つの調査のことであり、毎年実施しております。なお、「賃金改定状況調査」の調査結果は、中央最低賃金審議会における目安審議の参考とされており、「最低賃金に関する基礎調査」の調査結果は、地方最低賃金審議会における改定審議の参考とするもので、どちらも現在調査を実施している最中です。調査結果につきましては、今後の審議会で御報告いたします。

続いて、頁番号84、資料16「中小企業支援の概況」を御覧ください。こちらは、「中小企業支援事業」における相談等の件です。相談内容は、働き方改革、同一労働同一賃金への対応、賃上げに対する対応などへの相談や支援策の利用などの相談を受けています。机上配布資料のリーフレットに入れさせていただきました、静岡県働き方改革推進センターでの対応件数を示しています。件数は最低賃金に関するだけでなく、様々な相談に対応した件数となっております。

表の下の「業務改善助成金」の昨年度の申請件数になっています。昨年、本審議会からも、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに係る支援策の強化を求める要望をいただきましたので、報告も兼ね説明させていただきます。最低賃金に直接的に関連する助成金として「業務改善助成金」があり、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金」の引き上げを図るための制度です。机上配布資料としてリーフレットを入れさせていただきました。昨年度、8月、10月に通常コースの拡充がされ、また1月には特例コース新設が行われております。県内においては、資料にありますとおり、前年度17件から約13倍増の220件の申請をいただき、全国的に5番目に多いと聞いております。全国的にも、前年度より約6倍となる、約4700件の申請をいただいていると聞いております。業務改善助成金の周知、利用促進につきまして、現在も取り組んでおりますが、労使のいろんな機関に御協力をいただきました。大変ありがたく感謝しております。今後もよろしく願いいたします。

続いて、要請をいただいているものを御紹介いたします。頁番号85、資料番号17、静岡県労働組合評議会、静岡県評パート臨時労組連絡会からいただきました「静岡県最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書」を御覧ください。

こちらは、6月20日に静岡県労働組合評議会、静岡県評パート臨時労組連絡会から、静岡労働局長、及び、静岡地方最低賃金審議会会長あてに提出された要請書です。

静岡地方最低賃金審議会に関連する要請としては、裏面ですが、

1. 静岡県の最低賃金を早急に時間額1,500円に引上げること。

2. 地域間格差を是正のため、最低賃金法を改正し、全国一律最賃制度を実現すること。
  3. 最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。
  4. 静岡地方最低賃金審議会をすべて公開とすること。
  6. 最低賃金引き上げに伴い、政府の責任において中小零細企業者が経営に直接的な援助を受けられるよう担当部局へ要請すること。
- がありました。また、要請時に、「静岡県の最低賃金 913 円を 1,500 円へ引き上げることを求める要請」書が 5,458 筆も提出されており、本日、審議会場の公益委員の後ろの方に設置させていただきました。また、「静岡県最低賃金引き上げの経済波及効果試算」など 5 件の資料が提出されておりますので、これについても机上配布させていただいております。

続いて、頁番号 87、資料番号 18、全労働東海北陸地方協議会からいただきました「長引くコロナ禍と物価高騰のもとで最低賃金 1500 円、全国一律制などを求める要請書」を御覧ください。こちらは、6 月 23 日に全労働東海北陸地方協議会から、静岡労働局長、及び、静岡地方最低賃金審議会会長あてに提出された要請書です。

静岡地方最低賃金審議会に関連する要請としては、裏面 88 ページを御覧ください。

1. 地域別最低賃金は、1,500 円以上に引き上げて、地域間格差を是正すること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最賃制度」を実現すること。
3. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に対して求めること。
4. 最賃審議会労働者代表委員に関しては、多様な意見が適切に反映されるとともに、最賃の影響を大きく受ける非正規労働者と 4 割以上の女性を任命すること。また、公益委員についても、最低賃金の改定について専門的知見を備えた委員の選出をおこなうこと。
5. 専門部会を公開するとともに、女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。また、議事録を完全に公開をすること。
6. 最賃審議会の日程や委員の改選などについて、ホームページだけでなく情報提供を求めるものに適宜おこなうこと。

がありました。また、「全国一律最低賃金で地域活性化」など 2 件の資料が提出されておりますので、これについても机上配布させていただいております。

最後に、頁番号 89、資料番号 19 静岡県弁護士会からいただきました「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を御覧ください。こちらは、静岡県弁護士会から静岡最低賃金審議会及び静岡労働局長あて提出された会長声明です。内容は、「引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、地域経済の健全な発展を促し、労働者の健康で文化的な生活を確保するという見地から、まずは時間額 1000 円を達成すべく最低賃金の大幅な引き上げを内容とする答申を行うことを強く求める。」というものです。

また、6月28日に静岡県労働組合共闘会議、静岡県中部地区労働組合会議、静岡県ユニオンネットワークから、最低賃金の決定方式、地方最低賃金審議会の公開、地方最低賃金審議会委員の選考基準に関して、労働局長の見解を求めるという要請を受けております。これにつきましては、後日正式な要請文をいただけるということですので、次回以降の資料に入れる予定です。

以上が関係省庁等から公表されたもの、あるいは抜粋をした資料となります。

説明が長くなってしまいましたが、私からの説明は以上でございます。

なお、審議会は最低賃金の改正について調査審議を行う場合、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見公示を行うこととなっており、そのため、意見締切日を7月22日金曜日とする意見公示を本日举行しますので申し添えます。

### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。ただ今の説明について何か御質問ございますか。よろしいでしょうか。

ただいま御説明いただいた資料の、労働団体からの要請文において、意見陳述についての御要望がありました。この要請文や、これから行われる意見公示に基づき提出される意見書など、本審議会に寄せられた御意見・御要望については、このとおり、委員間で確実に共有し、審議に当たっては、その内容を検討し、真摯に受け止めた上で臨んできているところです。よって、意見陳述については、今後も、必要となった際にその機会を設けることとすることが適切かと存じますが、いかがでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。

では、意見陳述に関しては、引き続き、必要となった際に機会を設けることとしますので、よろしくお願ひします。次に3つ目の議題である「静岡県最低賃金専門部会の設置」についてです。

先ほど、静岡労働局長から静岡県最低賃金改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項により静岡県最低賃金専門部会を設置し、公、労、使、各側3名の計9名の委員で審議を行うこととなります。

それでは、事務局から専門部会委員の選任手続きについて説明してください。

### **事務局（太田賃金指導官）**

専門部会の委員につきましては、選任のため、本日、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づき推薦公示をいたします。推薦締切日は7月15日（金）を予定しております。

### **公益代表委員（畑会長）**

何か御質問ありますか。

では、所要の手続きをよろしく申し上げます。

次に、4つ目の議題である「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」について審議します。最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」旨規定されています。本審議会では、例年この条項を適用し、専門部会が全会一致になった場合は、本審議会も全会一致になったとして取り扱うことを御承認いただいておりますが、本年も例年と同様とすることによろしいでしょうか。

出席委員異議なし

それではそのようにいたします。

続きまして、議事の5番目、「審議日程」についてです。

事務局から説明してください。

#### **事務局（太田賃金指導官）**

それでは、今後の審議の日程について御説明します。

資料番号 20、静岡県最低賃金の改正審議日程（案）を御覧ください。今後の日程について、案としてお示ししております。委員の皆様の御都合等を調整したうえで作成いたしました。候補日時についての事務局（案）でございます。本日の審議会の中でお決めいただきたいと思っております。

#### **公益代表委員（畑会長）**

御意見がございましたらお願いいたします。

出席委員意見なし

それでは、概ね例年どおりであり、事前に調整済ということですので、これでよろしいでしょうか。

出席委員異議なし

#### **事務局（太田賃金指導官）**

ありがとうございます。それでは念のため確認させていただきます。

本審については、

第381回本審「目安伝達」 7月29日（金）午前10時00分

第 382 回本審「答申」 8 月 5 日（金）午前 10 時 00 分  
第 383 回本審「異議審」 8 月 23 日（火）午前 10 時 00 分  
専門部会については、  
第 1 回専門部会 8 月 1 日（月）午前 10 時 00 分  
第 2 回専門部会 8 月 2 日（火）午前 10 時 00 分  
第 3 回専門部会 8 月 3 日（水）午後 2 時 30 分  
第 4 回専門部会（予備日）8 月 4 日（木）午後 2 時 30 分  
です。

開催場所については本審については本日と同じ静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室、専門部会については第 1 回と第 3 回が静岡労働局地下会議室、第 2 回と第 4 回については静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室となります。第 2 回専門部会については、当初の案と変わりがち、施設の都合により会場が変更いたしておりますので、御留意いただければと存じます。

**公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございます。

短期間での集中審議となりますので、皆様、格別の御協力をお願いします。審議日程に関連して、事務局で何かありますか。

**事務局（太田賃金指導官）**

今、御確認いただいた各会議について、「公開・非公開」をお決めいただきたいと思えます。具体的には、7 月 29 日（金）開催予定の第 381 回本審、8 月 5 日（金）開催予定の第 382 回本審、8 月 23 日（火）開催予定の第 383 回本審の 3 つの本審について、併せて、8 月 1 日（月）開催予定の第 1 回専門部会についてもよろしく願いいたします。

なお、専門部会の「公開・非公開」については本来専門部会でお決めいただくものですが、専門部会が、自身の初回の「公開・非公開」について、あらかじめ自ら決めることができませんので、この本審でお決めいただくことをお願いするものです。

**公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

公開・非公開について規程を確認したいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

**事務局（太田賃金指導官）**

会議の公開については、資料番号 2 の審議会運営規程第 6 条第 1 項に、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意

見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されています。

**公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございます。他県の状況はどうなっていますか。

**事務局（横山賃金室長）**

はい。

では、まず表決が行われる可能性のある3回目の本審についてです。こちらについては、近年、公開としている県が増えてきております。すべての県の確認が取れておりませんが、公開をしていない県が8県ほど、採決の部分など一部を非公開としている県が8県ほど、その他、非公開の専門部会での結果を受け改正決定にかかる本審を開催していないところもあります。近県については、東海4県は、静岡以外は公開、山梨を含む関東1都7県は、採決の部分など一部を非公開としている県が2県、その他は公開していると聞いております。

次に、異議審が行われる4回目の本審についてです。こちらについても、近年、公開としている県が増えてきております。すべての県の確認が取れておりませんが、公開していない県が14県ほど、一部を非公開としている県が2県ほど、その他、異議にかかる本審を開催していないところもあります。近県については、東海4県は、静岡以外は公開となっており、山梨を含む関東1都7県は、非公開が2県、その他は公開していると聞いております。

**公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

それでは、順次お諮りいたします。

第381回本審については、原則通り公開でよいと思いますがいかがでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

次に、第382回本審、議事は「県最賃の改正決定等」ですが、公開・非公開はいかがいたしましょうか。

**使用者側代表委員（鈴木委員）**

例年の状況を教えてください。

**公益代表委員（畑会長）**

事務局から説明してください。

**事務局（太田賃金指導官）**

昨年度までは、非公開となっております。

**使用者側代表委員（鈴木委員）**

今年度につきましても、激しい議論が予想されます。例年同様、非公開でお願いできればと思います。

**公益代表委員（畑会長）**

御意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

会議の場では、各委員の率直な意見交換や議論を確保することが必要な場であることは確かであり、今年度につきましても非公開の取り扱いが適当と存じますが、いかがでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、8月5日の第382回本審は、運営規程第6条第1項ただし書きの規定を適用し、非公開といたします。

次に、第383回本審についてです。議事は「異議に対する審議等」ですが、こちらの公開・非公開はいかがいたしましょうか。

**使用者側代表委員（鈴木委員）**

これにつきましても、例年の状況を教えてください。

**公益代表委員（畑会長）**

事務局から説明してください。

**事務局（太田賃金指導官）**

異議に対する審議についても昨年までは非公開となっております。

**使用者側代表委員（鈴木委員）**

それでは、大変申し訳ありませんが、引き続き非公開でお願いできればと思います。

**公益代表委員（畑会長）**

そのほか御意見ございますでしょうか。

そうしましたら、ただ今御意見ございましたが、議事内容を勘案し、委員の率直な意見交換を確保するために、今年度については非公開が適当と存じますが、いかがでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。

それでは8月23日の第383回本審は、運営規程第6条第1項ただし書きの規定を適用し、非公開といたします。

最後に、8月1日開催の第1回専門部会ですが、こちらの公開・非公開はいかがいたしましょうか。

**使用者側代表委員（鈴木委員）**

度々申し訳ございませんが、これにつきましても例年の状況を教えてください。

**公益代表委員（畑会長）**

事務局から説明してください。

**事務局（太田賃金指導官）**

専門部会につきましては、昨年度まで非公開で行われておりました。

**使用者側代表委員（鈴木委員）**

ありがとうございます。激しい議論が予想されますので、引き続き非公開をお願いできればと思います。

**公益代表委員（畑会長）**

そのほかに御意見ございますでしょうか。

**労働者側代表委員（松浦委員）**

確かに専門部会については、かなり入り込んだ話をさせていただくことがあるので、非公開だと思います。本審については、例年、静岡は非公開でやってきていますが、先ほど事務局から他県の状況の話がありました。今回については、非公開という形をとらせていただきますが、今後は本審については、それなりの対応が必要かなと思います。

**公益代表委員（畑会長）**

御意見、ありがとうございました。さらにございますでしょうか。

それでは、第1回専門部会につきましては、議事は「非公開」といたします。

事務局は以上の「公開・非公開」に沿って、所要の準備をお願いします。

議事の最後になります。「その他」ですが、事務局から何かありますか。

#### **事務局（横山賃金室長）**

2点ございます。

1点目、実地視察について御報告いたします。

実地視察は、委員が事業場の現状等を直接把握いただく重要な機会です。昨年度末の審議会において、新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら実施の検討を行うことで御了承を得ておりました。年度が変わり、事務局において、中小規模の事業場で、最低賃金近傍の労働者が多いと思われる短時間労働者などが在籍する職種、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業種などを考慮し、実施視察をお願いする事業場を検討し、実際に実施の打診を行いました。しかし、新型コロナウイルス感染症による影響など、視察の受け入れに当たっての御負担・御迷惑がかかる点があり、本年度も昨年度に引き続き、実施視察の見送りはやむを得ないものと思っております。

このことについて御確認をいただきたく、よろしく願いいたします。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ただいま事務局から説明のあったとおり、本年度の実地視察については、見送りはやむを得ないものと思われませんが、いかがでしょうか。

出席委員承認

ありがとうございました。

それでは、今年度の実地視察は見送ることといたします。事務局には、新型コロナウイルスが落ち着いたときに向けて、視察先の検討・開拓など、引き続き取り組みをよろしくお願いします。

#### **事務局（横山賃金室長）**

2点目、こちらは、次回、第381回本審についてですが、7月29日（金）午前10時00分より本日同様、静岡地方合同庁舎4階共用大会議室にて開催いたします。

委員の皆様におかれましては、案内通知をメール等でいたしますので、出欠確認のほうもよろしくお願いいたします。

以上です。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

委員の皆様、ほかに何かありますか。

#### **労働者代表委員（坂部委員）**

私のほうから1点お願いがございます。本日の審議の中では特定最賃の案件はありませんが、今後特定最賃の審議が入ってくると思います。それにあたりまして、過去の審議会で2度ほど要望させていただいておりますが、今年特定最賃の審議にあたりまして、各委員の認識合わせのための勉強会の実施をいただきたいと思います。目的としましては、地域別最低賃金と特定最低賃金はそれぞれ目的・内容が異なっておりますので、審議にあたる委員、それぞれの認識を合わせた上で、同じ認識で審議に臨みたいということです。開催にあたりましては、事務局で設定し、中立な立場で認識を理解する場としていただきたいと思います。審議が始まる前ではありますが、準備に時間がかかるといいますので、このタイミングで発言をさせていただきました。

是非、検討だけでなく、実施に至りますようお願いいたします。

#### **公益代表委員（畑会長）**

御意見ありがとうございました。事務局のほうで何かございますか。

#### **事務局（稲毛労働基準部長）**

御意見ありがとうございました。事務局といたしましても、共通の理解は重要だと考えておりますので、前向きに検討させていただきます。

#### **公益代表委員（畑会長）**

よろしく願いいたします。その他ございますでしょうか。

#### **使用者代表委員（梶本委員）**

いつも前向きな審議をするということで、労使で、効率よい審議をしていますが、もう少し効率良く審議を進めるためには、根拠のある数字が必要だと思います。先ほども1500円にという要請がありましたが、例えばなぜ1500円なのかという根拠が必要だと思います。なんとなく切りがいいからということではなく、会議の効率を上げるためには、数字の根拠を示していただきたいと思います。エビデンスのようなものを書類として提出していただければ、使側も納得感が得られると思っていますので、よろしく願いいたします。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ただ今、御意見を賜りました。ぜひ、ただ今の御意見を念頭においていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

#### **公益代表委員（丹羽委員）**

先ほども、既に意見交換がなされたところでありますが、やはり重要な事項であればこそ、今後、会議が公開されていくであろうということを踏まえ、労使双方、公益委員も事務局のほうも準備が必要だと考えます。今年ということではなく、今後に向けての意見ということで述べさせていただきます。

**公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。その他何かありますか。

それでは以上で終了したいと思います。皆様、本日はお疲れさまでした。